

■平成30年度第5回（第289回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成30年9月19日（水）午後3時15分～午後3時35分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、松本副市長、水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、市民局長

【議 題】 区役所駐車場の適正利用について

< 提 案 説 明 >

区役所駐車場の適正利用について、市民局から次のような説明があった。

- ・本件は、①大宮区役所新庁舎駐車場の有料化方法及び内容について、②その他区役所駐車場の適正利用について、審議いただくものである。

< 審議事項①について >

- ・現在、区役所駐車場は、駐車場混雑、維持管理経費、民間駐車場営業への影響などの課題が生じている。
- ・これらの課題を解決し、駐車場の適正利用を図るには、有料化が有効であり、大宮区役所については、新庁舎の供用開始に合わせ、駐車場を有料化したいと考えている。
- ・これまでの経緯としては、平成27年5月の都市経営戦略会議で新庁舎の基本計画の承認を得た際に有料化に言及している。また、平成29年12月の市民生活委員会において、有料化の検討及びパブリック・コメントを実施する旨を報告し、平成30年2月にパブリック・コメントを実施しており、同年6月の市民生活委員会においてパブリック・コメントの結果報告を行った。
- ・新庁舎駐車場の有料化については、「料金設定は近隣の民間時間貸駐車場のへの影響を考慮すべき」（平成29年12月市民生活委員会）、「無料利用時間については、不平等とならないよう、また、数値的根拠をもって設定すること」（平成30年6月市民生活委員会）、「混雑緩和のための有料化はやむを得ない。会議出席や複数用務のために一定時間を超える場合も無料対応が望ましい」（大宮区自治会連合会理事会）などの意見をいただいている。
- ・大宮区役所新庁舎は、プラザノースやプラザウエスト等とは異なり区役所を主機能とした複合施設のため、新たな駐車場条例の制定が必要になる。
- ・有料化の内容については、運営主体を市直営とし、共用時間は午前8時から午後10時までで、図書館営業があることから原則休業日はない。
- ・料金体系については、入庫後一定時間経過ごとに料金を加算し、施設利用者は認証を受けることにより一定時間が無料となる。また、利用料金については、近隣の民間時間貸駐車場の状況を踏まえ、20分ごとに100円としていきたい。

- ・無料駐車時間の設定については、現大宮区役所並びに市内図書館の駐車場利用状況を見ると約 85%の利用者が 60 分未満の滞在となっていることから、60 分に設定したい。
- ・利用料を無料とする対象者については、すでに有料化している市内区役所や近隣政令市の状況を踏まえ、障害のある方やその付き添いの方、市主催の会議の出席者等としていきたい。
- ・今後は、本年 12 月定例会に駐車場条例議案を提出し、平成 31 年 1 月から市報やポスター等による駐車場有料化の周知を実施し、同年 5 月の新庁舎供用開始と合わせて有料化を実施していく。

<審議事項②について>

- ・現在、市内の区役所のうち 4 区（北区、桜区、南区、岩槻区）が有料の公共駐車場を利用しており、6 区（西区、大宮区、見沼区、中央区、浦和区、緑区）が無料で駐車場を利用できる状況にあり、有料と無料が混在している。
- ・近隣政令市では、民間力を活用した駐車場の有料化を実施しており、本市においても有料化を検討していく必要がある。
- ・現在、無料の駐車場を利用している区役所については、大宮区役所を平成 31 年 5 月の新庁舎供与開始に合わせて有料化するとともに、他の 5 区についても平成 32 年度以降の有料化に向け検討していきたい。
- ・すでに有料化されている区役所については、今後、他の区役所との一体運営の可能性についても検討していく。

<意見等>

- ・有料化の検討とともに、駐車場周辺の渋滞への対応も検討したほうが良い。
- ・本庁舎駐車場の交差点改良についても今後検討していくということか。
→有料化のあり方を検討する中で課題の解決に向け、検討していく。

<結果>

区役所駐車場の適正利用については、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。

- ・大宮区役所新庁舎以外の区役所駐車場については、平成 32 年度以降の有料化に向け、引き続き検討を進めること。

<会議資料>

（資料）区役所駐車場の適正利用について